

電原運第2020-97号

令和3年1月6日

原子力規制委員会 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

清水 希茂

島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和48年4月26日付け48原第4253号で認可を受け、昭和49年3月12日付け49原第939号、昭和50年10月28日付け50原第7883号、昭和51年7月29日付け51安(原規)第35号、昭和52年3月9日付け52安(原規)第21号、昭和52年5月31日付け52安(原規)第130号、昭和52年7月6日付け52安(原規)第187号、昭和54年6月19日付け54資庁第8353号、昭和55年5月22日付け55資庁第6430号、昭和55年8月29日付け55資庁第10601号、昭和56年4月2日付け56資庁第3101号、昭和56年6月19日付け56資庁第7554号、昭和56年8月20日付け56資庁第10448号、昭和57年2月26日付け57資庁第2530号、昭和57年7月31日付け57資庁第10881号、昭和59年5月18日付け59資庁第6564号、昭和59

年11月9日付け59資庁第12967号, 昭和63年1月29日付け62資庁第16338号, 平成元年2月9日付け元資庁第310号, 平成元年3月31日付け元資庁第3504号, 平成2年3月23日付け2資庁第1878号, 平成3年1月30日付け2資庁第14644号, 平成4年1月24日付け3資庁第14179号, 平成5年6月24日付け5資庁第6195号, 平成5年10月27日付け5資庁第11445号, 平成6年1月27日付け5資庁第14460号, 平成7年1月25日付け6資庁第14392号, 平成8年5月27日付け8資庁第4676号, 平成11年1月29日付け平成10・12・18資第25号, 平成11年6月18日付け平成11・05・31資第10号, 平成12年5月23日付け平成12・05・12資第7号, 平成13年1月5日付け平成12・09・20資第7号, 平成13年2月23日付け平成13・02・15原第13号, 平成13年3月30日付け平成13・03・23原第19号, 平成13年9月19日付け平成13・09・03原第12号, 平成14年2月25日付け平成14・02・04原第3号, 平成14年10月22日付け平成14・10・02原第10号, 平成15年1月31日付け平成14・12・26原第15号, 平成15年10月23日付け平成15・10・03原第14号, 平成15年12月16日付け平成15・11・18原第16号, 平成16年5月20日付け平成15・12・25原第47号, 平成16年6月14日付け平成16・06・04原第19号, 平成17年1月26日付け平成16・12・27原第37号, 平成17年4月21日付け平成17・04・08原第11号, 平成17年6月28日付け平成17・06・13原第26号, 平成17年12月12日付け平成17・11・18原第19号, 平成18年2月22日付け平成18・01・30原第4号, 平成18年8月24日付け平成18・07・04原第16号, 平成19年1月24日付け平成18・12・26原第12号, 平成19年8月31日付け平成19・07・31原第20号, 平成19年12月13日付け平成19・09・28原第23号, 平成19年12月13日付け平成19・11・30原第26号, 平成20年1月21日付け平成19・12・20原第36号, 平成20年8月22日付け平成20・07・11原第17号, 平成20年12月12日付け平成20・10・31原第16号, 平成21年1月19日付け平成20・12・16原第13号, 平成21年8月31日付け平成21・08・05原第1号, 平成22年1月22日付け平成21・12・25原第4号, 平成22年9月6日付け平成22・08・05原第3号, 平成22年9月29日付け平成22・09・15原第2号, 平成23年2月25日付け平成22・11・19原第2号, 平

成23年4月4日付け平成23・03・01原第5号, 平成23年5月6日付け平成23・04・08原第34号, 平成23年5月11日付け平成23・04・22原第14号, 平成23年12月22日付け平成23・10・19原第22号, 平成24年6月26日付け平成24・05・29原第2号, 平成24年9月6日付け20120731原第8号, 平成25年2月6日付け原管B発第130107001号, 平成25年7月5日付け原管B発第130745号, 平成26年1月9日付け原管B発第1401091号, 平成26年2月26日付け原管B発第1402261号, 平成27年5月11日付け原規規発第1505116号, 平成27年6月17日付け原規規発第1506174号, 平成28年3月24日付け原規規発第16032410号, 平成28年9月1日付け原規規発第1609012号, 平成28年10月25日付け原規規発第1610254号, 平成29年4月19日付け原規規発第1704196号, 平成29年9月27日付け原規規発第1709272号, 平成31年3月5日付け原規規発第1903055号および令和2年9月17日付け原規規発第2009178号で変更認可を受けた島根原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を, 別添の島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし, 下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 島根原子力発電所2号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴う変更

島根原子力発電所2号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴い, 以下の管理区域図を変更する。

添付2 管理区域図(第91条, 第92条関連)

3. 施行期日

(1) この原子炉施設保安規定は, 原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。





(2) 添付2 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階, 2号タービン建物2階, 2号廃棄物処理建物1階」の変更は, 管理区域の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

以上

別 添

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">添付 2 管理区域図 (第 9 1 条, 第 9 2 条関連)</p> <p style="text-align: center;">管理区域表示凡例</p> <p style="text-align: center;">  管理区域※¹  汚染のおそれのない管理区域 </p> <p>※ 1 : 第 9 2 条第 1 項 (2) に該当する管理区域を示す。ただし, 管理区域全体図については, 汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p style="text-align: center;">添付 2 管理区域図 (第 9 1 条, 第 9 2 条関連)</p> <p style="text-align: center;">管理区域表示凡例</p> <p style="text-align: center;">  管理区域※¹  汚染のおそれのない管理区域 </p> <p>※ 1 : 第 9 2 条第 1 項 (2) に該当する管理区域を示す。ただし, 管理区域全体図については, 汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>・島根原子力発電所 2 号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴う変更 (本頁は変更なし)</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所2号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴う変更

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(附則を加える)</p>	<p><u>附則(令和 年 月 日 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u> <u>2. 添付2 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階、2号タービン建物2階、2号廃棄物処理建物1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>・附則の追加</p>